

成長企業への資金供給のあり方等に関する WG（第 2 回）に向けた意見書

2026 年 10 月 9 日

長島・大野・常松法律事務所 弁護士 井上聡

1. 借り手の範囲について

プロ向けの貸付けについて規制の柔構造化を図る場合に、借り手の属性を規定する基準として、コミットメントライン法に定める借り手の範囲を出発点として検討することに賛成する。もっとも、第 1 回でも申しあげたように、一定の修正を加える余地がある。例えば、ファンドが借り手になる場合において、当該ファンド自身や、当該ファンドの GP 等（投資事業有限責任組合の無限責任組合員、匿名組合の営業者、外国リミテッド・パートナーシップのジェネラル・パートナー、信託の受託者等をいう。以下において同じ。）が同法第 2 条第 1 項各号のいずれかに該当しなくても、GP 等が株式会社若しくは合同会社又は日本に拠点がある外国会社であれば、当該ファンドを柔構造化の対象となる借り手の範囲に含めて良いと考える。この点、ファンドに関するそのような柔構造化のニーズが実務において存在しないか、確認していただきたい。

また、組合型のファンド（投資事業有限責任組合、外国リミテッド・パートナーシップ等）については、法形式上は各投資家（有限責任組合員、リミテッド・パートナー等）も出資額等を限度として借入債務の債務者にはなるが、GP 等とは別に、有限責任しか負わない各投資家が借り手要件を満たす必要はないことを（明文で、あるいは少なくとも解釈上）明確にすべきである。

2. 柔構造化の内容について

プロ向けの貸付けのみを行う貸金業者について、資料 2 の 11 頁の 2 つ目の■及び 12 頁の 3 つ目の■に挙げられているような参入規制、行為規制及びみなし利息規制を大幅に緩和することに強く賛成する。もっとも、そのような貸金業者についても、登録制度又は届出制度の下で、金融庁の監督に服せしめるべきものとする。

また、プロ向け以外の貸付けを行う貸金業者についても、プロ向けの貸付けをする場合には、適用される規制を大幅に緩和することに強く賛成する。

第 1 回でも申しあげたが、利息制限法及び出資法に基づく一般の利息規制・みなし利息規制についても、借り手の属性に応じた柔構造化を検討すべきである。少なくとも、今後の課

題として認識していただきたい。

3. 二段階の柔構造化について

貸付契約の締結・回収・取立て・交渉等の過程を通じて、貸し手が借り手に接触せず、規制を受けるプロが間に入って貸付契約締結の媒介・回収・取立て・交渉等を行うことを要件に加えるならば、それらの過程で遵守すべき規制を当該プロが遵守することになるから、規制を柔構造化するための借り手の範囲を（資本金・純資産等において）さらに広げること考えられる。もっとも、その場合には、貸し手自身に適用される規制（人的要件・財産的要件や行為規制）の柔構造化にとどめるべきであろう。このような二段階の柔構造化のニーズの有無についても、確認していただきたい。

4. ノンバンク社債法について

これも第 1 回で申しあげたように、私募債を発行するだけであれば、貸金業者に対してノンバンク社債法に基づく規制を課す必要はなく、適用を除外すべきである。

公募債の発行については、貸金業者が資金を一般投資者から広く集めて貸付けを行う際に、銀行免許を取得せずに（すなわち銀行規制及び預金保険制度の適用を受けることなく）行うことが許容されるための条件はどのようなものか、という問題と捉えられる。この点、会社法上の社債管理者制度及び金融商品取引法上の情報開示制度等により、貸金業者が社債を公募する場合に、銀行規制のような規制や預金保険制度のような制度の適用がなくても、一般投資者の保護は相応に図られていると考えられる。また、投資者保護とは別に、悪質業者による借主被害の防止を図る必要があるとしても、それはノンバンク社債法に基づく資本金規制等によってではなく、貸金業法上の規制によって達成すべきものである。私としては、公募債についても、ノンバンク社債法に基づく規制は、現時点で合理性を失っているのではないかと感じる。